

特集「オリンピックとアンチ・ドーピング」

日体大とアンチ・ドーピング教育¹

依田 充代 (スポーツマネジメント学部／体育スポーツ科学系)²

Abstract

In response to doping problems of the graduates of the Nippon Sport Science University (“Nittaidai”), I have been involved in research on anti-doping education on the topics of “how to protect athletes” from drugs and “how to protect students of the Nittaidai” since 2005. In this report, I summarize the results of my research on Nittaidai and anti-doping education, the results of surveys on student doping awareness and knowledge, and educational practices, and then discuss the future of Nittaidai and anti-doping education. Nittaidai started offering Anti-Doping as an elective subject in the Department of Physical Education, Faculty of Sport Science, in line with the 2009 curriculum until the academic batch of 2012. However, the subject was since discontinued, and from 2018 onward, Anti-Doping is currently offered only by the Department of Sport Management. This survey revealed low awareness of doping in Nittaidai students and that their awareness of the subject was subpar. Results of previous research also suggest the need to provide anti-doping education, (1) especially before the second year of school, when sports ethics are lower, (2) to all students involved in sports at large, not just top athletes, and (3) as early as possible after enrollment. All students need education about anti-doping so they are equipped to protect themselves and the various people involved in sports in the future. Doubtlessly, universities are responsible for protecting students from accusations of doping violations again.

抄録

私は日本体育大学卒業生のドーピング問題を受けて、薬物から「選手をどう守るか」、日本体育大学の学生をどう守っていくのかを考え、2005年からアンチ・ドーピング教育の研究に取り組んできた。本稿ではこれまで私自身が関わってきた、日本体育大学とアンチ・ドーピング教育の研究や学生のドーピング意識と知識に関する調査結果と教育実践についてその概要をまとめ、日本体育大学とアンチ・ドーピング教育の今後について検討を行った。

日本体育大学では2009カリキュラムにより2012年入学者まで、体育学部体育学科に「アンチ・ドーピング」の授業が選択授業として開講されていた。しかし、その後授業は廃止され、現在、「アンチ・

¹ Nittaidai and Anti-Doping Education

² Mitsuyo Yoda, Faculty of Sport Manegment

ドーピング」の授業はスポーツマネジメント学部（2018年～）でしか行われていない。調査の結果から日本体育大学学生のドーピング意識は低いが、アンチ・ドーピングに対する知識は十分でないことが示された。また、これまでの研究結果から、（1）特にスポーツ倫理観が下がる2年生以前に、（2）トップアスリートだけではなく広くスポーツに関わる全ての学生に対して、（3）入学後のなるべく早い時期にアンチ・ドーピング教育が行われる必要があることが示唆された。

すべての学生がアンチ・ドーピングの知識を持ち、自身をそして将来関わるスポーツを行う多くの人たちを守るような教育が求められている。再度、ドーピング違反に問われる学生を失くすこと、それが大学としての責務であり、学生を守ることにつながることは言うまでもない。

Keywords: anti-doping, anti-doping education, National Anti-Doping Organization (NADO), Comitato Olimpico Nazionale Italiano (CONI), Unione Italiana Sport Per tutti (UISP),

キーワード：アンチ・ドーピング、アンチ・ドーピング教育、イタリア・アンチ・ドーピング委員会、イタリアオリンピック委員会、イタリアみんなのスポーツ協会

I. 緒言

1996年5月8日、日本陸上連盟（JAAF:以下、日本陸連）は、アトランタオリンピック開幕二カ月前となったこの日、男子短距離の伊藤喜剛選手が国際陸上競技連盟（IAAF:以下、国際陸連）から禁止薬物使用で四年間の資格停止処分を受けたと発表した¹⁾。

日本陸上連盟によると伊藤選手は3月に日本陸連の強化合宿が行われていた米国ニューメキシコ州アルバカーキで、国際陸連の担当医師によるドーピング抜き打ち検査を受けた。4月19日に国際陸連から日本陸連に対して、伊藤選手の尿からメチルテストステロンの代謝物であるメタボライトが検出されたとの連絡があり、伊藤選手に対して日本陸連の浅野真医事委員長による事情聴取が行われたが、伊藤選手は全面的に使用を否定した。しかし、浅野医事委員長はコーチからの証言により、常備薬や食事からこの薬が検出されることはないと判断し、国際陸連に「検査結果は間違いない」と報告、5月3日に国際陸連は伊藤選手に対して3月18日から4年間の資格停止処分とする旨を日本陸連に通達した²⁾。

それまで日本ではスポーツ界全体に「うっかりドーピング」に対する懸念はあったが、日本選手は大丈夫、検査をすればするほどクリーンなイメージが高まるという雰囲気と認識があった。しかし、日本は本当に悪質な薬物とは無縁であったのだろうか、東京新聞は日本スポーツ協会が行った1992年の国体選手へのアンケートで18競技33選手が減量などのため利尿剤を使用したことを報道した³⁾。

この伊藤選手のドーピング違反以前に日本選手で薬物違反となった主な選手は、1974年アジア大会:大内仁（重量挙げ）エフェドリン（興奮薬）、1984年ロサンゼルスオリンピック:田中幹保（バレーボール）エフェドリン（風邪薬）、下村英士（バレーボール）テストステロン（体質異常のため処分なし）、1989年ジュニア世界選手権:岡崎若華（アルペンスキー・スーパー大回転）エフェドリン、カフェイン（風邪薬）、1991年ユニバーシアード大会事前検査:男性氏名非公開（筋肉増強剤、皮膚病治療薬）処方した日本陸連医師を2年間の資格停止、1995年札幌国際ハーフマラソン:真木和（陸上）フロセミド（利尿剤）、1996年国際シティハーフマラソン:木村泰子（陸上）エフェドリン

(風邪薬)であった⁴⁾。伊藤選手が使用したとされた物質であるメチルテストステロンは筋肉増強効果のあるたんぱく同化ステロイドの一種であり、明らかにドーピング目的に使用される薬物が検出されたことが日本のスポーツ界に大きなショックを与えた。

その後、伊藤選手はBサンプルの再検査を求めて、カナダモントリオール郊外のポイントクレアにある国際オリンピック公認機関であるケベック大学附属研究所に行き、1996年5月15日に分析作業に立ち会ったが、結果はAサンプルと同様にBサンプルにもメチルテストステロンが確認された⁵⁾。

帰国した伊藤選手は日本陸連に「聴聞会」開催要求の文章を提出したが、それが実現したのは選手団が出発した後の7月13日であった。聴聞会で伊藤選手は改めて潔白を主張したが、覆すような事実は出なかった⁶⁾。その後、11月6日に伊藤選手は代理人の弁護士とともに日本陸連に「検査で陽性になったのは故意や過失ではなく、第三者によって服用させられた」と異議申し書を提出した。そこには日本陸連への根強い不信感があり、調査が不十分で非協力的であることを不服として国際陸連の規則に従って再度の審議と調査を日本陸連に求めた⁷⁾。また、この問題に対する日本陸連の対応を批判し、人権侵害問題として5日付で国際人権組織「アムネスティインターナショナル」に報告した⁸⁾。それに対して日本陸連は11月16日に「回答する必要はない」との見解を示し、26日に異議申し立てを受け付けなかったため、伊藤選手の代理人である弁護士は国際陸連に直接調停を申し入れた⁹⁾。12月5日「伊藤喜剛選手を支援する会」は5万3004人分の署名と嘆願書を国際陸連に渡すよう日本陸連に提出した。嘆願書では「伊藤選手は薬物を意図的に服用することはありえない。出場停止処分を軽減していただきたい」¹⁰⁾などと訴えた。しかし、裁定は覆らず1997年7月31日、国際陸連の資格停止処分が4年から2年に短縮され、伊藤選手の処分も短縮される

ことになった¹¹⁾。

この伊藤選手のドーピング問題に私に関心を持ったのは、当時本学の体育社会学研究室教授であった森川貞夫教授につれられて、1996年7月12日に明治大学で開かれた「私とオリンピック」で伊藤選手の講演を聞いたことがきっかけであった。伊藤選手は「僕の細い体を見てください。どこにドーピングの筋肉が付いていますか」と無実を訴えていた。また、他の参加者からは「悪意の第三者が介在し、薬物を盛られたのではないか」との声も出た¹²⁾が、証明のしようがない問題であった。彼の悔しさと途方にくれた様子を見聞きしながら、あらためて薬物から「選手をどう守るのか」、「日体大の学生をどう守っていけばよいのか」を考えるきっかけとなった。

その後、2001年4月から1年間の在外研究でイタリアローマでの研究の合間に、ROMA UISPで実践されていたアンチ・ドーピング教育を学び、2005年から本格的にこの研究に取り組みはじめた。本稿ではこれまで私自身が関わってきた、日本体育大学とアンチ・ドーピング教育の研究や学生のドーピング意識と知識に関する調査結果と教育実践についてその概要をまとめ、日体大とアンチ・ドーピング教育の今後について検討を行っていききたい。

II. これまでのアンチ・ドーピング研究とイタリア調査

ここでは、原著論文として採択された業績の研究内容と、イタリアでの調査をまとめる。なぜイタリアでの調査が重要であるのかは次の通りである。Anti-Doping Rule Violations (ADRVs) Reportによると2015年に最もドーピング件数が多かったのはロシア(176件)、次いでイタリア(129件)であった¹³⁾。しかし、ロシアのドーピング問題が発覚して多くの選手が試合に出場できなくなったことによる検査件数の減少により、2016年はイタリアのドーピング件数が147件¹⁴⁾、

2017年は171件¹⁵⁾と最も多くなった。2018年からロシア選手の試合出場による検査数が増加し、2018年ロシア(144件)イタリア(132件)¹⁶⁾、2019年ロシア(167件)、イタリア(157件)¹⁷⁾と上位を2カ国が占めている。そのため、イタリアではアンチ・ドーピングに対する教育も早い時期からはじまっており、一流選手だけではなくアマチュア選手や子どもたちへの教育に力を入れており、本学のアンチ・ドーピング教育の参考としている。

1. アンチ・ドーピングに関する研究—アンチ・ドーピングに関する学生の意識—¹⁸⁾

本研究は関係機関へのインタビュー調査から日本のアンチ・ドーピングに関する動向をまとめ、本学学生を対象にドーピングに関するアンケート調査を行いその実態を明らかにすることにより、今後のアンチ・ドーピング教育の課題を検討することを目的とした。

研究期間は2005年6月～2006年3月であった。調査対象は、日本アンチ・ドーピング機構(JADA:以下、JADA)、日本体育協会、8道府県体育協会の聞き取りを行い、アンチ・ドーピングに関する動向を明らかにした。また、本学学生へのアンケート調査は、ドーピングに対する考え方(社会的側面、教育的側面、医学的側面)の25設問、ドーピングに対して知りたいこと10設問に対し、5段階のSD法を用いて行った。

JADAの聞き取り調査から明らかになったのは、日本のドーピング検査検体数が国際的に見て非常に少なく、日本はドーピング検査には非積極的で、世界的に見るとクリーンなイメージではないとされていることであった。また、日本体育協会の聞き取り調査では、2003年(平成15年)の静岡国体から導入されたドーピング・コントロールの導入に伴い、「国体医事部会」と「アンチ・ドーピング部会」の二つの組織が新設され、国体医事部会は検査を厳正に行うための組織であり、アンチ・ドーピング部会はアンチ・ドーピング教育・

啓発活動を行う、情報提供組織として位置づけられたこと、既存の「スポーツ・ドクター部会」もアンチ・ドーピング活動に対して重要な役割を担うことになり、ドーピング違反の最終的な確定機関として聴聞機能を果たす委員会「裁定委員会」が設置された^{注1)}。

しかし、totoの補助金を財源としていたため、totoの売り上げが減少傾向にあり、日本体育協会からのドーピング講習会費用が年間8万円程度しか支給されず、ほとんどの都道府県が国体の結団式の際に一度講習会を行う程度にしか教育・啓発は行われていなかった。ドーピング禁止薬は日々変化しており、各都道府県では選手や監督からの問い合わせに追われている状況にあった。

日本体育大学生の調査結果から属性では、①学年が上がるにつれて運動部(クラブ・サークル)に所属する学生は減少している、②学年が上がるにつれて競技レベルは高くなっており、3年生では約50%が全国レベルの大会に出場以上の競技成績を持っている、③学年が下がるにつれて、スポーツ・ドクターからの医薬品の内服指導を受けた経験が多い、④アンチ・ドーピング教育を受けたことがある学生は約2割程度であることが明らかとなった。

また、アンチ・ドーピング教育を受けている学生と受けていない学生では、受けていない学生の方がドーピングに対して倫理観を持っていないことが明らかになり、学年が上がるにつれてアンチ・ドーピング教育の必要性を感じていた。さらに、学年比較で見ると、2年生は1・3年生より倫理的問題があり、なるべく早い時期からのアンチ・ドーピング教育が有効であることが明らかとなった。

注1：平成20年1月9日理事会資料によると、国民体育大会ドーピング・コントロール裁定委員会は国体におけるドーピング違反が疑われる事例について、聴聞会を開催し、制裁措置等について決定を行う機関として、平成15年6月に設置さ

れた。しかし、平成19年7月1日に、日本アンチ・ドーピング機構が定めた日本ドーピング防止規程が発効されたことに伴い、国体における結果管理を含めたドーピング・コントロールは、すべて日本アンチ・ドーピング機構が行い、ドーピング違反時の制裁内容は日本ドーピング防止規律パネルが行うこととなったことから、平成19年12月19日開催の国民体育大会委員会において、本会で制定した「国民体育大会ドーピング・コントロール裁定委員会規程」を廃止するとともに、国民体育大会ドーピング・コントロール裁定委員会を委員の任期が満了となる平成19年12月末日をもって解散した

「平成19年度第6回理事会議事録」

https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/h19_rijikai6.pdf（参照日：2023年3月2日）

2. ドーピング知識とスポーツ観の研究—小中学生の現状から—¹⁹⁾

本研究は小・中学生の「ドーピングに関する知識と理解」とスポーツについての考え方の調査を行い、ドーピングの知識や理解がスポーツについての考え方へ与える影響を明らかにすることで、アンチ・ドーピング教育の有効性を検証することを目的とした。

調査はA県小中学校体育連盟に依頼し、全11支部の中で人口の多い2支部は2校とし、他9支部は1校として、小・中学校各13校、全26（小学校は4年生～6年生の各学年1クラス、中学校は1年生～3年生の各学年1クラス）校を対象に「ドーピングに関する知識と意識の調査」を行った。調査期間は2010年10月1日～29日、有効回収数は小学生1138人、中学生1177人であった。

調査は「ドーピングとフェアプレイ」に関する説明を含めた設問を行ったうえで、子どもたちのスポーツに関する考え（ドーピングやフェアプレイ）について聞いた。アンチ・ドーピング知識に対する7項目の分析は「ある・ない」、「知ってい

る・知らない」、「はい・いいえ」の2段階として分析を行った。

調査の結果、①「ドーピング」言葉の「認知」や「理解」について、特に小学生の認知度や理解度が低いこと、②全ての学年で「ドーピング」言葉の「認知」や「理解がない」子どもたちは、ドーピングを肯定する傾向にあり、逆に「認知」や「理解がある」子どもたちはドーピングを否定し、フェアプレイを肯定する傾向にあることが明らかとなった。

3. ドーピング意識に関する日本とイタリアの体育学専攻大学生の比較²⁰⁾

本研究は日本とイタリアの体育学専攻大学生を対象にドーピング意識に対する違いを明らかにすることを目的とした。スポーツ規範がドーピング意識に影響を及ぼすという仮説モデルにもとづき、次のリサーチクエスチョンを設定した。①日本の体育学専攻大学生群はイタリアの体育学専攻大学生群より「ドーピングを肯定する意識が低い（アンチ・ドーピング意識が高い）」という仮説を検証する、②「ドーピング意識とスポーツ規範に関する項目」の比較分析から、日本とイタリアの体育学専攻大学生群では「ドーピング意識」に影響を与える因子にどのような違いがあるのかを明らかにする。

調査項目は2005年に行った「アンチ・ドーピング教育に関する研究—アンチ・ドーピングに関する学生の意識—」¹⁸⁾で使用した「ドーピングに対する考え方」25設問を基盤に2011年に行った「ドーピング知識とスポーツ観の研究—小中学生の現状から—」では分析結果から類似性の高い5項目を削除し20設問を使用したため、本調査ではこの調査用紙を採用した。分析には因子分析、因子間の差の比較を行うため多変量分散分析、仮説モデルの構造方程式モデリングから検証を行った。

日本とイタリアの体育学専攻大学生の比較結果から、①イタリアの体育学専攻大学生は一般的に

はドーピングを容認しないが、有名スポーツ選手はチームの勝利のためのドーピングは容認する傾向にあり、日本は容認しない傾向がある、②イタリアではフェアプレイ精神が高いほど一般的なドーピングを容認しない傾向があるが、日本ではフェアプレイ精神とドーピング意識の関係が弱い、③ドーピング意識に対する特別ドーピング意識の影響力はイタリアよりも日本の方が強いことが明らかとなった。

4. 体育専攻大学生におけるドーピング意識の国際比較—日本・韓国を対象として—²¹⁾

本研究は日本とイタリアの体育学専攻大学生を対象にドーピング意識の仮説モデルの検証で尺度の信頼性および妥当性が得られた調査項目とモデルを使用して、ドーピング違反が多い韓国の体育学専攻大学生を対象に同尺度による信頼性および妥当性の検証を行った。スポーツ規範がドーピング意識に影響を及ぼすという仮説モデルにもとづき、次の2点をリサーチクエスションとして設定した。①日本の体育学専攻大学生群は韓国の体育学専攻大学生群より「ドーピングを肯定する意識」が低い（アンチ・ドーピング意識が高い）という仮説を検証する、②「ドーピング意識とスポーツ規範に関する項目」の比較分析から日本と韓国の体育学専攻大学生群では「ドーピング意識」に影響を与える因子にどのような違いがあるのかを明らかにする。

調査は2013年12月～2014年1月に行われ、日本の体育学専攻大学生987人を主国とし、対象国として韓国の体育学専攻大学生305人を選定して実施した。調査項目は「ドーピング意識に関する日本とイタリアの体育学専攻大学生の比較」²⁰⁾で尺度の信頼性および妥当性が得られた「ドーピング意識とスポーツ規範」の13項目を使用した。分析は国別の因子間を比較するために各因子に対して平均値の差の有意差を算出するt検定を用いて行った。また、仮説モデルの検証と国別差異を検証するために多母集団同時分析を行った。

結果、イタリアでの調査を経て今回の韓国でも修正尺度の信頼性妥当性が確認され、本尺度が国際的調査を行うに堪える尺度であることが確認された。リサーチクエスションの①日本の体育学専攻大学生群は韓国の体育学専攻大学生群より「ドーピングを肯定する意識」が低い（アンチ・ドーピング意識が高い）という仮説は支持された。次いでリサーチクエスション②「ドーピング意識とスポーツ規範に関する項目」の比較分析から「フェアプレイ精神」因子から「特別ドーピング」因子へのパス係数は日本の体育学専攻大学生群の方が韓国の体育学専攻大学生群より有意に大きかった。しかし、国別多母集団間における仮説モデル同時分析の結果、日本と韓国の体育学専攻大学生の「ドーピング意識とスポーツ規範」の影響は同様の傾向があり、イタリアの体育学専攻大学生のみ「フェアプレイ精神が強まるほど、ドーピング意識が弱まる」という抑止効果があることが明らかとなった。また、日本と韓国の「ドーピング意識とスポーツ規範」の影響が同様の傾向になったことが示されたが、2カ国を多母集団同時解析にかけた結果、「フェアプレイ精神」因子から「特別ドーピング」因子のパス係数にのみ有意な差が認められた。以上のことから日本の方が韓国よりもフェアプレイ精神が特別ドーピングに影響を与えることが明らかとなった。

5. イタリア厚生労働省とNADO ITALIA²²⁾

イタリアでは2016年9月にイタリア・アンチ・ドーピング委員会（：National Anti-Doping Organisation 以下、NADO）が設置された。この委員会は世界アンチ・ドーピング機構（：World Anti-Doping Agency 以下、WADA）で規定されている基本方針をもとに、イタリアにおいてアンチ・ドーピング活動を実施している。組織は、①選手のドーピング検査をする部門と②アンチ・ドーピングの啓蒙活動に大別される。2000年まではイタリアオリンピック委員会（：Comitato Olimpico Nazionale Italiano 以下、CONI）の中に、

アンチ・ドーピング委員会があったが、1998年～2000年にかけて問題となったドーピングスキャンダルにCONIのメンバーが関わっていたことが明らかになり、議会で新たに厚生労働省にアンチ・ドーピング委員会を設立した。その際に、この委員会もCONIの建物から厚生労働省に移されたが、現在では以前同様にCONIの建物の中に設置されている。なぜCONIとNADOが同様の建物の中に配置されることに問題があるのかは、競技力向上とドーピング・コントロール施設が共存するには危険が伴うからである。そのため、ロンドンオリンピックの前にはイギリスアンチ・ドーピング機関（：UK Anti-Doping 以下、UKAD）も移転し、日本アンチ・ドーピング機構（：Japan Anti-Doping Agency 以下、JADA）も2019年12月のオリンピック前に移転した。世界的には国立スポーツ科学センターのような、スポーツ医・科学、情報等による研究、支援を行うための施設と同様の建物内にアンチ・ドーピング機構が共存するのは、ドーピングの研究が行われる危険性があると危惧されている。

イタリアでは、2000年第376号の法律により委員会が形成されて、市民が無意識にドーピングに値する薬を飲まないように、すべての薬には「DOOPING 禁止マーク」の表示が義務付けられた。その際、禁止物質を使用すると使用させた人が刑法に触れることになり、最高3年の重刑犯罪になることが決められた。

その後、2007年2月1日、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」が締結されると、同年には2030号の法律によって世界アンチ・ドーピング機構（：WADA 以下 WADA）の規定に則りアンチ・ドーピング活動が実施されるようになった。

（イタリア厚生労働省アンチ・ドーピング委員会、2008年、NADO - ITALIA の調査は2018年に行われた）

6. UISP (Unione Italiana Sport Per tutti) のアンチ・ドーピング教育²³⁾

UISPは「すべての市民にスポーツの権利を拡大すること」を目的とした協会である。1948年に設立されて以来、UISPはスポーツ、権利、環境、健康、連帯の社会的価値を肯定している。すべての人にスポーツを提供することは、健康、生活の質、統合、教育、および人生のあらゆる段階の人々の間の関係に影響を与える社会的利益である。そのため、それは公的であり、保護に値する。このため、UISPは、人々の福利を向上させるために、国と地域の両方のレベル（深く根付いて広く普及している場所）で、機関、地方自治体、地域、公的および民間団体と協力している。Sport for allは市民権の新しい権利を解釈し、「生命の政治」に属し、数多くの競技活動を行いながら、参加、連帯、人権と尊厳の擁護、尊重の価値に基づいて自らを正当化するあらゆる形態の差別、偏見、人種差別に反対し、環境の持続可能性、包括性、国際協力を行い、単なる結果やスポーツパフォーマンスの追求に起因しない価値観である。だからこそ、UISPはスポーツの社会的価値を確信している。UISPは全国的なスポーツ協会であり、100万人以上のメンバーと1万7000の提携スポーツクラブを持つ、イタリア最大の社会組織の1つである²⁴⁾。

UISPでは1999年からアンチ・ドーピング・プロジェクトが開始された。ツールド・フランスに出場した選手のドーピングが社会的問題になり、アマチュア選手に対しても危険な薬の販売が心配されたため、このプロジェクトに取り組むことになった。

UISPが最初に立ち上げたプロジェクトは「Prima e doping」²⁵⁾「私たちは汚れずにスポーツをしましょう」というテーマで、厚生省とドーピングに関する監視委員会から財源がもたらされた。次に立ち上げたキャンペーンは「Dracala Non bevo doping」²⁵⁾「ドラキュラはドーピングをしている人の血は飲めません」で、この子どもた

ちの目線で考えられたプロジェクトはEUから財源がもたらされ、子どもたちの関心を高めた。3つ目のプロジェクトは「ASINOCCHI Doping」²⁶⁾「ロバのドーピング」で、イタリアでは先生が悪いことをしている子どもを前に呼んでロバの耳をつける（ロバは反応が鈍いため）風習があり、そのネーミングがつけられたプロジェクトは、厚生省とドーピングに関する監視委員会から財源がもたらされた。4つ目のプロジェクトは「Mamma parliamo doping」²⁷⁾「ママ、ドーピングについて話そう」で、これまでのようにスローガンやポスターを作成するだけではなく、「ドーピングの事を親と話そう」という内容であった。この当時アマチュア・スポーツではほとんどドーピング検査が行われることがなく、12歳くらいからの子どもたちがドーピングの危険にさらされていた。このプロジェクトでは子どもたちのアイデアを使ってUISPがビデオを作成したり、高校生がシナリオを書いて演劇をしたり、写真を撮ったり、ポスター・マンガを作ったり、ドーピングを行った選手やコーチにインタビューなどを行った。5つ目のプロジェクトは2010年1月に開始された「Sport pulito/Inviati sul campo」²⁸⁾は、イタリアの20都市の中学校の子どもたち1500人を巻き込むプロジェクトで、薬物汚染とドーピングをテーマに、タンパク質・サプリメントや薬物の使用または乱用に関するニュース、コメント、調査についてクラス新聞を作成するキャンペーンであった。これは、ドーピング問題を調査するために、アスリート、コーチ、医師、薬剤師へのインタビューを行う子どもたちを、現場の特派員に変身させるものであった。すべての作業段階で子どもたちをサポートするUISPスタッフのもとで、情報源の研究と新聞作成の両方の観点から、子どもたちの教育が行われた。2014年にはドーピングの監督と管理およびスポーツ活動における健康の保護のためのプロジェクト「Positivo alla salute」²⁹⁾が行われ、青少年が青少年のために考案したコミュニケーションキャンペーンを通じ

て、特に薬物汚染や健康被害から生じる損害に関して、健康保護全般、特に運動やスポーツ活動に関する青年の知識を改善することを目的として、イタリアの8か所で実施され600人以上の高校生が参加した。このプロジェクトは厚生労働省によって資金が提供された。2017年7月から2019年6月に行われた「Riskio, la salute in gioco」³⁰⁾ Riskioは、ドーピングを目的とした薬物、物質、医療行為の使用に関連するリスクと、スポーツ活動における健康を守ることの重要性について、子どもたちの情報と意識を高めることを目的とした。アンチ・ドーピングに関する知識を高め、ドーピングを予防するためにドーピングとその文化的・社会的条件、健康、ライフスタイル、人体の知識について子どもたちにボードゲームを作成させ、仲間たちと情報を共有し、学びにつなげていくプロジェクトであった。

以上、継続的に行われてきたUISPのアンチ・ドーピング・プロジェクトであるが「子どもたちが自身の手でアンチ・ドーピング教材を作成していく」というスタイルが評価されて、2017年11月からEUの財源の下でヨーロッパ・インターナショナル・プロジェクトとして「Dropout」³¹⁾プロジェクトが開始されている。（UISPの調査は2008年、2013年、2018年に行われた）

Ⅲ. 日体大生のドーピングに対する意識と知識

2018年から「スポーツ規範意識がドーピング意識に与える影響に関する社会学的研究」を科学研究費助成事業の支援により行っているが、新型コロナウイルスの影響で海外の研究がストップしている。国内の調査は完了しているため、ここに最も新しい調査データの分析を示す。

1. 調査概要

本調査の対象者は、体育学専攻大学生903名であった。調査期間は2020年6月～7月であり、有効回答者は903名（有効回答率:100.0%）となっ

た。本調査はインターネット調査（Microsoft Forms）を利用し、全ての項目を「必須回答」と設定したため、同一回答や無回答などのエラーデータは存在しなかった。

2. 調査内容

調査内容は、属性、ドーピングに対する意識、ドーピングに関する知識であった。

属性では、調査対象者の基本的な属性を把握するため、性別、年齢、学年、最高成績について回答を求めた。最高成績に関しては、「あなたの最も高い競技成績を教えてください」という設問に

対して、「世界大会」、「全国大会」、「地区大会」、「県大会」、「その他」の5項目で回答を求めた。

次に、ドーピングに対する意識について、本研究ではドーピングに関する研究²⁰⁾を参考に17項目を設定した(表1)。各項目に対して、5段階リッカート尺度（「1:まったくあてはまらない」～「5:おおいいあてはまる」）によって回答を求めた。

ドーピングに関する知識については、スポーツ社会学を専門とする大学教員2名とスポーツ心理学を専門とする大学教員1名で協議を行い、10項目のクイズを設定した(表2)。各項目に対して、「YES」、「NO」、「分からない」によって回答を求

表1 ドーピングに対する意識（質問項目）

番号	項目
1	試合に勝つためにはドーピングを行っても良いと思う
2	一生暮らせるお金が手に入るのならドーピングをしようと思う
3	世界で一番になれるのならドーピングを行っても良いと思う
4	有名選手のドーピングはそれが倫理的問題であっても認められると思う
5	スポーツクラブ（チーム）が試合に勝つためであればドーピングは許されると思う
6	からだに害がなければドーピングを行っても良いと思う
7	強くなるためにはドーピングをしてもかまわないと思う
8	有名スポーツ選手がドーピングをすることは許されると思う
9	いつかはドーピングをしても許されるようになると思う
10	大人から渡されたサプリメントやドリンクは飲むと思う
11	試合に勝つためには人体の人工的加工は必要であると思う
12	優れたスポーツ選手がドーピングを行うのは仕方がないと思う
13	スポーツの発展のためにはドーピングは必要であると思う
14	検査のない競技会ではドーピングをしてもよいと思う
15	優れたスポーツ選手をつくり出すためには遺伝子操作も必要であると思う
16	他人に迷惑をかけていないのでドーピングは個人の自由であると思う
17	金メダルが取れるならば5年後に死ぬとわかっていてもドーピングをしようと思う

表2 ドーピングに関するクイズ（質問項目）

番号	項目	正解
1	咳止めにはドーピング禁止物質が含まれているものがある	YES
2	漢方薬にはドーピング禁止物質が含まれているものがある	YES
3	サプリメントにはドーピング禁止物質が含まれていない	NO
4	発毛剤にはドーピング禁止物質が含まれていない	NO
5	喘息の薬にはドーピング禁止物質が含まれているものがある	YES
6	利尿薬はドーピング禁止物質が含まれていない	NO
7	点滴を行うことはドーピング違反になる	YES
8	健康食品にはドーピング禁止物質が含まれていない	NO
9	かぜ薬にはドーピング禁止物質が含まれていない	NO
10	アレルギーの薬にはドーピング禁止物質が含まれているものがある	YES

めた。

3. 分析方法

まず始めに、ドーピングに対する意識の17項目に対し、最尤法・Promax回転による探索的因子分析を試み、削除する項目はHair et al.³²⁾の基準から因子負荷量<0.500とした。抽出された因子に対しては、 α 係数を算出し、信頼性の検討を行った。尚、信頼性の検討に用いた基準は小塩³³⁾を参考とし、>0.70とした。その後、探索的因子分析によって、抽出された因子の因子平均値および因子項目ごとの回答率を算出した。

また、最高成績におけるドーピングに対する意識の差異を検討するため、探索的因子分析によって抽出された因子項目に対して属性の最高成績で比較分析を行った。その際、最高成績は、「世界大会」と「全国大会」を「上位群」、「地区大会」と「県大会」を「下位群」として分析を実施した。尚、比較分析にはマンホイットニーのU検定を

用いた。

次にドーピングに関する知識では、単純集計を行い、得点の分布と各項目の正答数を求めた。集計では、調査対象者からの回答に対して、正誤表を参考にしながら「正解」と「不正解」で採点を行った。「分からない」の回答は一律「不正解」として扱った。

本研究の統計有意水準は5%未満とし、統計解析はSPSS Statistics27を用いて行った。

4.1 基本的属性

表3は調査対象者の基本的属性を示したものである。性別は「男性」74.0%、「女性」26.0%となり、年齢は「18歳」18.9%、「19歳」30.7%、「20歳」30.6%、「21歳」14.0%、「22歳」4.3%、「23歳以上」1.5%であった。学年は「1年生」28.6%、「2年生」25.9%、「3年生」31.3%、「4年生」4.9%、「留年生」1.4%となり、競技の最高成績は「世界大会」8.1%、「全国大会」56.5%、「地方大会」

表3 基本的属性

項目		度数	%
性別	男性	668	74.0
	女性	235	26.0
年齢	18歳	171	18.9
	19歳	277	30.7
	20歳	276	30.6
	21歳	126	14.0
	22歳	39	4.3
	23歳以上	14	1.5
学年	1年生	329	36.4
	2年生	234	25.9
	3年生	283	31.3
	4年生	44	4.9
	留年生	13	1.4
最高成績	世界大会	73	8.1
	全国大会	510	56.5
	地方大会	94	10.4
	県大会	215	23.8
	その他	11	1.2

10.4%,「県大会」23.8%,「その他」1.2%であった。

4.2 探索的因子分析

ドーピング意識に関する17項目に対し、最尤法・Promax回転で探索的因子分析を実施した結果、3因子7項目となった。具体的には、スクリープロットの傾向から3因子を抽出し、最尤法・Promax回転による因子分析を行い、各因子に対する負荷量の絶対値が0.500未満の項目を削除した結果、表2の3因子7項目で収束した(表4)。また、 α 係数は3因子において、0.70を上回る結果となり、信頼性が確認された。

第1因子は「いつかはドーピングをしても許さ

れるようになると思う」、「スポーツの発展のためにはドーピングは必要であると思う」、「他人に迷惑をかけていないのでドーピングは個人の自由であると思う」の3項目で構成されていることから、「ドーピングの未来」と名付けた。第2因子は「世界で一番になれるのならドーピングを行っても良いと思う」、「一生暮らせるお金が手に入るのならドーピングをしようと思う」の2項目で構成されていることから、「富と名声」と名付けた。第3因子は「スポーツクラブ(チーム)が試合に勝つためであればドーピングは許されると思う」、「試合に勝つためにはドーピングを行っても良いと思

表4 探索的因子分析結果

因子項目	1	2	3	α
【ドーピングの未来】				
いつかはドーピングをしても許されるようになると思う	0.709	-0.046	0.009	0.74
スポーツの発展のためにはドーピングは必要であると思う	0.618	-0.037	0.170	
他人に迷惑をかけていないのでドーピングは個人の自由であると思う	0.559	0.306	-0.078	
【富と名声】				
世界で一番になれるのならドーピングを行っても良いと思う	-0.103	0.834	0.164	0.70
一生暮らせるお金が手に入るのならドーピングをしようと思う	0.114	0.632	-0.076	
【勝利手段】				
スポーツクラブ(チーム)が試合に勝つためであればドーピングは許されると思う	0.036	-0.048	0.903	0.76
試合に勝つためにはドーピングを行っても良いと思う	0.046	0.178	0.541	
因子間相関				
第2因子	0.660	-	-	
第3因子	0.638	0.689	-	

う」の2項目で構成されていることから「勝利手段」と名付けた。

4.3 因子平均値

表5は各因子の平均値を示したものである。「将

表5 因子平均値

因子名	平均値	標準偏差	最大値	最小値
ドーピングの未来	1.81	0.87	5.00	1.00
富と名声	1.61	0.88	5.00	1.00
勝利手段	1.26	0.55	4.50	1.00

来」因子は1.81,「富と名声」因子は1.61,「勝利手段」因子は1.26となった。

4.4 ドーピング意識（順位）

表6はドーピング意識項目を順位付けした結果

である。「おおいにあてはまる」と「あてはまる」を合計した結果,「他人に迷惑をかけていないのでドーピングは個人の自由であると思う」が12.1%となり,最も高くなった。一方,「スポーツクラブ(チーム)が試合に勝つためであればドー

表6 ドーピング意識（順位）

順位	質問項目	%
1	他人に迷惑をかけていないのでドーピングは個人の自由であると思う	12.1
2	一生暮らせるお金が手に入るのならドーピングをすると思う	10.5
3	いつかはドーピングをしても許されるようになると思う	9.1
4	スポーツの発展のためにはドーピングは必要であると思う	5.5
5	世界で一番になれるのならドーピングを行っても良いと思う	3.4
6	試合に勝つためにはドーピングを行っても良いと思う	1.2
7	スポーツクラブ(チーム)が試合に勝つためであればドーピングは許されると思う	1.0

※「おおいにあてはまる」と「あてはまる」を合算して算出した。

ピングは許されると思う」は1.0%となり,最も低い結果となった。

4.5 競技成績によるドーピング意識比較

表7はドーピング意識項目を競技成績によって比較した結果である。競技成績「下位群」の方が「上位群」よりも全ての項目で平均値が高くなった。また,U検定を実施した結果,「他人に迷惑

表7 競技成績によるドーピング意識比較

質問項目	上位群 (平均値)	下位群 (平均値)	U	p
【ドーピングの未来】				
いつかはドーピングをしても許されるようになると思う	1.73	2.00	103228.5	<.001
スポーツの発展のためにはドーピングは必要であると思う	1.61	1.71	97442.5	0.021
他人に迷惑をかけていないのでドーピングは個人の自由であると思う	1.92	2.03	94718.5	0.170
【富と名声】				
世界で一番になれるのならドーピングを行っても良いと思う	1.39	1.54	98050.0	0.006
一生暮らせるお金が手に入るのならドーピングをすると思う	1.72	1.91	97813.5	0.016
【勝利手段】				
スポーツクラブ(チーム)が試合に勝つためであればドーピングは許されると思う	1.20	1.31	97259.5	0.003
試合に勝つためにはドーピングを行っても良いと思う	1.26	1.35	96097.0	0.020

をかけていないのでドーピングは個人の自由であると思う」以外の項目において有意差が確認された。

4.6 ドーピングに関する知識（得点分布）

図1はドーピングに関する知識の得点分布を示

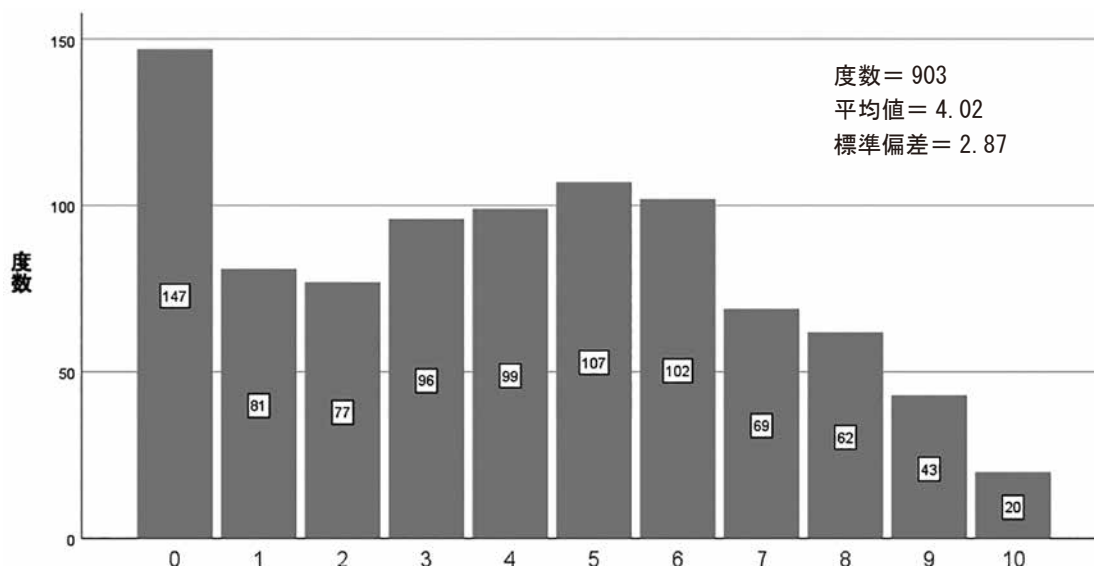


図1 ドーピングに関する知識 (得点分布)

したものである。10点（満点）であった者は20人となり、0点（全問不正解）であった者は147人となった。また、全体の平均値は4.02となった。

4.7 ドーピングに関する知識（項目別）

表8はドーピングに関する知識の項目別の正解・不正解率を示したものである。最も正解率が

表8 ドーピングに関する知識（項目別）

項目	正解		不正解	
	度数	%	度数	%
咳止めにはドーピング禁止物質が含まれているものがある	467	51.7	436	48.3
漢方薬にはドーピング禁止物質が含まれているものがある	443	49.1	460	50.9
サプリメントにはドーピング禁止物質が含まれていない	483	53.5	420	46.5
発毛剤にはドーピング禁止物質が含まれていない	211	23.4	692	76.6
喘息の薬にはドーピング禁止物質が含まれているものがある	394	43.6	509	56.4
利尿薬はドーピング禁止物質が含まれていない	264	29.2	639	70.8
点滴を行うことはドーピング違反になる	151	16.7	752	83.3
健康食品にはドーピング禁止物質が含まれていない	303	33.6	600	66.4
かぜ薬にはドーピング禁止物質が含まれていない	492	54.5	411	45.5
アレルギーの薬にはドーピング禁止物質が含まれているものがある	424	47.0	479	53.0

高かったは「かぜ薬にはドーピング禁止物質が含まれていない NO」54.5%であった。一方、最も不正解率が高かったのは「点滴を行うことはドーピング違反になる YES」83.3%であった。

4.8 まとめ

調査結果からドーピング意識は「ドーピングの

未来」, 「富と名声」, 「勝利手段」の3因子7項目となり、因子平均値が最も高かったのは「ドーピングの未来」で、項目は「他人に迷惑をかけていないのでドーピングは個人の自由であると思う」12.1%であった。また最も低い項目は「スポーツクラブ（チーム）が試合に勝つためであればドーピングは許されると思う」1.0%であった。しか

しながらその数値は全体的に低く、体育学専攻大学生のドーピング意識は低いことが明らかとなった。

これを競技成績「上位群」と「下位群」の平均値で比較すると、項目で最も高い値を示した「他人に迷惑をかけていないのでドーピングは個人の自由であると思う」以外は全て競技成績「下位群」の方が「上位群」よりも有意に高い値を示した。以上のことから、競技成績が低い体育学専攻大学生は高い学生に比べて、ドーピング意識が高い傾向にあることが明らかとなった。

以上、ドーピング意識は全体的に低い、競技成績が高い学生より競技成績が低い学生のドーピング意識が強い傾向があり、こうした学生へのアンチ・ドーピング教育が必要であることが示された。

また、ドーピングに関する知識では、満点の学生は20人(2.2%)、全問不正解の学生が147人(16.3%)、平均値は4.02で10問中4問程度しか回答できていなかった。

IV. 日体大とアンチ・ドーピング教育

日本体育大学では2009カリキュラムにより2012年入学者まで、体育学部体育学科に「アンチ・ドーピング」の授業が選択授業として開講されていた。それは当時の学長の意向により、選手としても将来の指導者としてもアンチ・ドーピング教育が必要だと判断されたことによる。

それ以前にも2001年に全国体育系大学学長・学部長会企画で当時の学長であった塔尾武夫先生が出演されている『「スポーツとアンチ・ドーピング」：汚れなき勝利のために』のビデオとテキストが作成されており、全国的に体育学専攻学生にとって「アンチ・ドーピング」教育の必要性が叫ばれていた。それに加えて、緒言で述べた伊藤選手のドーピング問題の後、2008年に日体大の現役運動部学生のドーピング違反が発覚している。この学生は以前から慢性疾患の治療のために

禁止物質を服用中であったにも関わらず、事前のTUE申請を怠っていたことが理由であった³⁴⁾。また、この一件で「日体大は何をやっているんだ」、「2人もドーピング違反者を出した大学」、「大学の責任問題を問う」などという批判の声が聞こえてきたことによる、対策としての「アンチ・ドーピング」教育、リスクマネジメントとしての「アンチ・ドーピング」教育であった。しかし、その後「アンチ・ドーピング」の授業は廃止されている。

唯一残ったのは、2009年から本学の保健医療学部救急医療学科教授であり、内科医でドーピングコントロールオフィサーでもある成田和穂先生のご尽力により、「日体大アンチ・ドーピングガイドブック」という冊子が作成され、毎年改定されて新入生に配布されていることである³⁴⁾。

2018年4月、新たに設置されたスポーツマネジメント学部には現在「アンチ・ドーピング」の授業が必修で開講されている。これはスポーツマネジメント学部にとってはリスクマネジメントとしての「アンチ・ドーピング」教育が必要であると考えられているからである。しかし、本当にスポーツマネジメント学部の学生だけでよいのであろうか。海老原(2000)は、過去に外国の選手がコーチから渡された禁止薬物を飲んでいただけに対しても、スポーツ選手の「従順さ」はこれまでにコーチからの指示に対して従うことが当然で、「従順と服従」の関係性がスポーツ界に存在していることを批判した³⁵⁾。こうした指導者と選手の関係性は日本にも存在していると考えられ、この関係性を批判的に見ることができる体育学専攻大学生を育てていく必要がある。

今回、「日体大生のドーピングに対する意識と知識」で示したように、日体大生のドーピング意識は低い、ドーピングに対する知識は十分でないことが明らかとなっている。また、これまでの研究結果から、特にスポーツ倫理観が下がる2年生以前に、トップアスリートだけではなく広くスポーツに関わる全ての学生に対して、アンチ・ドー

ピング教育を行っていく必要があると考えられる。教育の時期については、体育大学1年次の運動部学生を対象とした成田(2019)³⁶⁾の研究でも同様に、1年次の運動部学生のほとんどが、「禁止物質を使わない治療を受けるために医師と相談する」ことや、「処方薬や市販薬を確認してから使用する習慣がない」ことを指摘しており、入学後のなるべく早い時期にアンチ・ドーピング教育が行われる必要があると指摘している。

すべての学生がアンチ・ドーピングの知識を持ち、自身をそして将来関わるスポーツを行う多くの人たちを守れるような教育が求められている。再度、ドーピング違反に問われる学生を失くすこと、それが大学としての責務であり、学生を守ることにつながることは言うまでもない。

注および参考文献

- 1) 「短距離の伊藤喜剛選手、4年間の出場停止処分に 筋肉増強剤使用の疑い——国際陸連」, 毎日新聞東京, 1996年5月9日.
- 2) 「短距離の五輪候補伊藤選手薬物反応 国際陸連4年の出場停止に」, 朝日新聞東京, 1996年5月9日.
- 3) 「薬物ショック／上 陸連関係者の認識に甘さ 医師ら『起きて当たり前だった』」, 毎日新聞東京, 1996年5月10日.
- 4) 「陸上短距離の伊藤が『薬物』で資格停止4年 五輪目前の激震」, 毎日新聞, 1996年5月9日
- 5) 「伊藤選手、再検査も陽性__陸上短距離の伊藤喜剛選手」, 朝日新聞, 1996年5月18日.
- 6) 「陸上ドーピング陽性、覆す事実は出ず -- 伊藤喜剛選手の聴聞会」, 毎日新聞東京, 1996年7月14日.
- 7) 「陸上 伊藤選手が異議『禁止薬物の陽性は第三者のせい』——日本陸連に再審求める」, 毎日新聞, 1996年11月6日.
- 8) 「陸上競技の伊藤喜剛選手、『異議申立書』を

提出」, 毎日新聞茨城, 1996年11月6日.

- 9) 「国際陸上連盟に調停を申し入れへ——ドーピング問題, 伊藤喜剛選手側の弁護士」, 毎日新聞東京, 1996年11月27日
- 10) 「伊藤喜剛選手の早期復帰へ、署名簿と嘆願書を日本陸連に提出——支援する会」, 毎日新聞茨城, 1996年12月6日.
- 11) 「資格停止処分、2年に短縮の見通し——ドーピングで国際陸連」, 毎日新聞東京, 1997年1月30日.
- 12) 「改めて『無実』訴え ドーピング問題で伊藤喜剛選手」, 読売新聞東京, 1996年7月13日.
- 13) 2015 Anti-Doping Rule Violations (ADRVs) Report
https://www.wada-ama.org/sites/default/files/resources/files/2015_adrvs_report_web_release_0.pdf (参照日 2023年3月7日)
- 14) 2016 Anti-Doping Rule Violations (ADRVs) Report
https://www.wada-ama.org/sites/default/files/resources/files/2016_adrvs_report_web_release_april_2018_0.pdf (参照日 2023年3月7日)
- 15) 2017 Anti-Doping Rule Violations (ADRVs) Report
https://www.wada-ama.org/sites/default/files/resources/files/2017_adrv_report.pdf (参照日 2023年3月7日)
- 16) 2018 Anti-Doping Rule Violations (ADRVs) Report
https://www.wada-ama.org/sites/default/files/resources/files/2018_adrv_report.pdf
- 17) 2019 Anti-Doping Rule Violations (ADRVs) Report (参照日 2023年3月7日)
https://www.wada-ama.org/sites/default/files/2022-01/2019_adrv_report_external_final_12_december_2021_0_0.pdf (参照日 2023年3月7日)
- 18) 依田充代他(2007)アンチ・ドーピング教育

に関する研究 —アンチ・ドーピングに関する学生の意識—, 日本体育大学紀要 36 (2) : pp.209-222.

- 19) 依田充代他 (2012) ドーピング知識とスポーツ観の研究—小中学生の現状から—, 運動とスポーツの科学 18 (1) : pp.29-40.
- 20) 依田充代他 (2017) ドーピング意識に関する日本とイタリアの体育学専攻大学生の比較, スポーツ産業学研究, 27 (2), pp.163-175.
- 21) 依田充代他 (2018) 体育学専攻大学生におけるドーピング意識の国際比較—日本・韓国を対象として—, 運動とスポーツの科学 24 (1), pp.1-8.
- 22) 成田和穂, 依田充代他 (2011), アンチ・ドーピングテキスト, 叢文社, p.78.
- 23) 成田和穂, 依田充代他 (2011), アンチ・ドーピングテキスト, 叢文社, p.79.
- 24) Chi siamo
<https://www.uisp.it/nazionale/pagina/chi-siamo-2017> (参照日 2023年3月5日)
- 25) Uisp against doping
https://www.uisp.it/progetti/files/principale/Doping/DOPING_Pieghevole%20A4.pdf (参照日 2023年3月5日)
- 26) Uisp against doping
<https://www.uisp.it/progetti/pagina/uisp-against-doping> (参照日 2023年3月5日)
- 27) Mamma parliamo di doping - Il progetto
<https://www.uisp.it/nazionale/pagina/mamma-parliamo-di-doping-il-progetto> (参照日 2023年3月5日)
- 28) Uisp against doping
<https://www.uisp.it/valleditria/pagina/sport-pulito-inviati-sul-campo> (参照日 2023年3月5日)
- 29) Positivo alla salute
<http://positivoallasalute.uisp.it/> (参照日 2023年3月5日)
- 30) RISKIO: la salute in gioco
<https://www.uisp.it/progetti/pagina/riskio-it>
- 31) DOPOUT HANDBOOK#DOPOUT.Social network and peer education against doping. UISP. 2017. (参照日 2023年3月5日)
- 32) Hair, J.F., et al. (1998) Multivariate Data Analysis (5th ed.), Prentice Hall, New Jersey,
- 33) 小塩真司 (2018) SPSS と Amos による心理・調査データ解析—因子分析・共分散構造分析まで—, 東京図書.
- 34) 成田和穂他 (2017), 「日体大アンチ・ドーピングガイドブック」創刊及び改訂の経緯と今後の展望, オリンピックスポーツ文化研究, 日本体育大学オリンピックスポーツ文化研究所, No.2, 75 - 85.
- 35) 海老原修 (2000), アンチ・ドーピングの意味作用—従順と服従を讃えず—, 体育の科学, 50 (5), pp. 389-392.
- 36) 成田和穂 (2019), 体育大学 1 年次学生に対するアンチ・ドーピングの意識調査
医師への相談と薬の確認の習慣について, オリンピックスポーツ文化研究, 日本体育大学オリンピックスポーツ文化研究所, No. 4, 125 - 132.

(受理日 2023年3月31日)